

SDGs未来都市豊島区



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



豊島区の監査のあらまし

令和4年度実施結果概要

令和5年7月

豊島区監査委員

目 次

1	監査委員とその役割	- 1 -
2	監査の観点	- 2 -
3	監査の種類	- 3 -
4	監査の流れ	- 4 -
5	監査の年間スケジュール	- 5 -
6	監査の実施状況（令和4年度）	- 6 -
(1)	定期監査	- 6 -
(2)	財政援助団体等監査	- 9 -
(3)	工事監査	- 11 -
(4)	行政監査	- 13 -
(5)	決算審査	- 14 -
(6)	健全化判断比率審査	- 15 -
(7)	住民監査請求に基づく監査	- 16 -
7	監査結果に基づく措置状況（令和3年度）	- 17 -

1 監査委員とその役割

監査とは、地方自治体の行財政が公正かつ効率的に運営されているかどうかをチェックすることです。地方自治法により、区長から独立した公平な立場で監査を担うために設置されているのが「監査委員」です。

監査委員は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「識見選任委員」と、区議会議員の「議員選任委員」からなり、区長が議会の同意を得て選任します。豊島区では、「豊島区監査委員条例」により、3人の識見選任委員と1人の議員選任委員が選任されています。

【令和4年度の委員】 敬称略

氏名	区分	就任	任期
永田 謙介 (ながた けんすけ)	識見選任委員 (代表監査委員)	① 平成27年 4月 1日 ② 平成31年 4月 1日	4年
中川 貞枝 (なかがわ さだえ)	識見選任委員	① 平成30年 7月17日 ② 令和 4年 7月17日	4年
鈴木 善和 (すずき よしかず)	識見選任委員	① 平成30年12月17日 ② 令和 4年12月17日	4年
根岸 光洋 (ねぎし みつひろ)	議員選任委員	令和 4年 5月25日	議員の任期

※ 代表監査委員交代・・・ 令和5年4月 1日から、奥島正信委員へ交代

※ 議員選任委員交代・・・ 令和4年4月24日までは、細川正博委員
令和5年5月25日から、中澤まさゆき委員へ交代

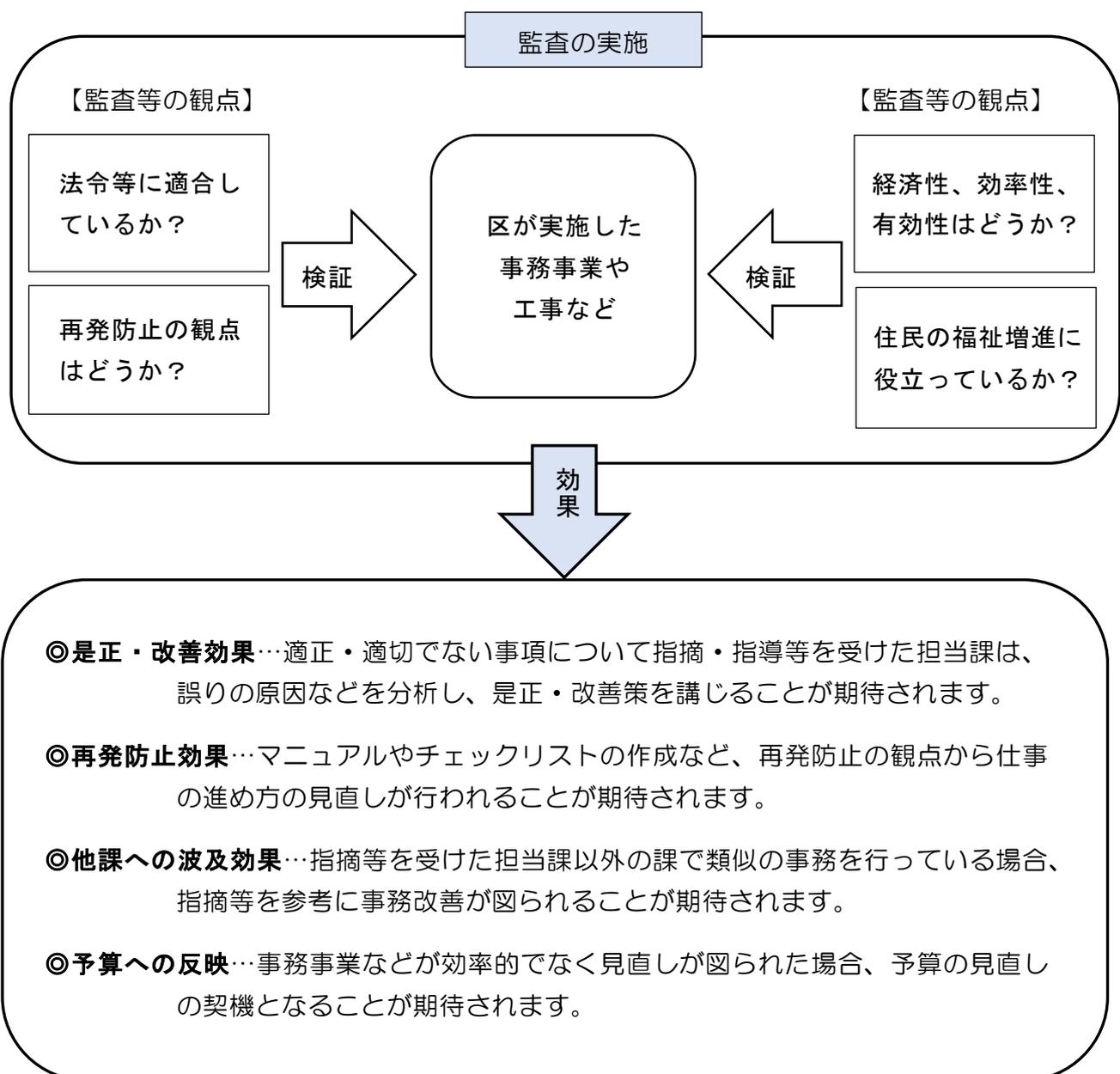
監査委員は、区の行政事務や事業、工事などについて、効率的に行われているか、区民サービスの向上が図られているかなどを検証し、問題点があればそれを指摘し、改善を求めています。その結果は区長や区議会などに報告するとともに、ホームページ等で公表します。

これらの取組を通して、区政に対する区民の信頼確保に努めています。

2 監査の観点

地方自治法は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定めています。また、「地方公共団体は、常に組織及び運営の合理化に努める」とあります。

これに基づき、豊島区では、従来から法規性、経済性、効率性、有効性などの観点から監査を実施しています。令和2年4月1日、同法の改正に基づき「豊島区監査基準」を策定し、監査等の観点を明確にしました。



3 監査の種類

監査委員は、地方自治法などの法令や豊島区監査基準に基づき、様々な監査を実施しています。主な監査の種類は、次のとおりです。

(◎印は、地方自治法上、実施義務がある監査)

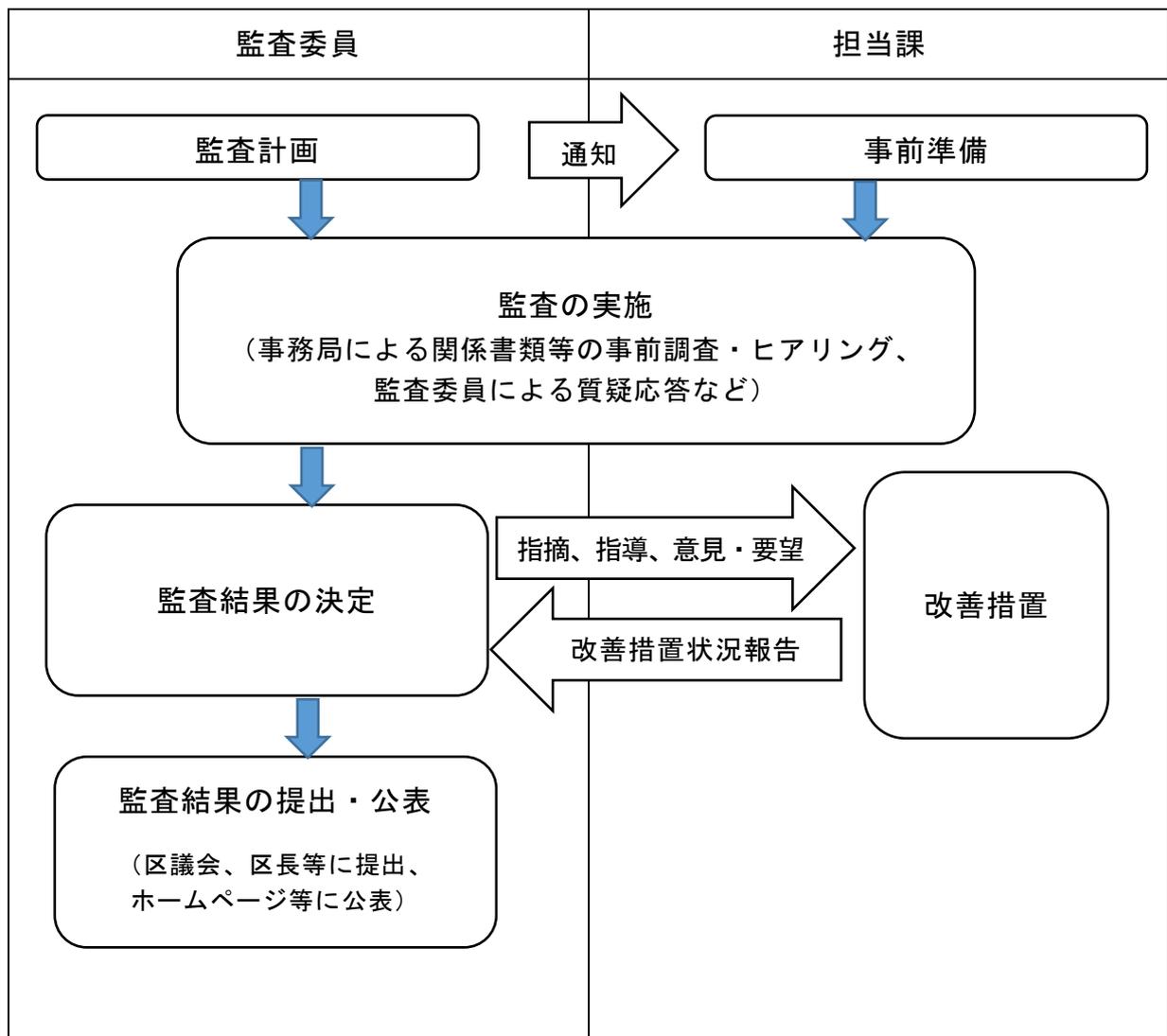
監査の種類	概要
定期監査 (◎)	区の財務に関する事務の執行について、公正で、効率的かつ効果的に実施されているかを定期的に監査するものです。本区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置付けています。令和2年度から「リスク発生状況に基づく監査」を実施しています。
財政援助団体等監査	区が財政的援助を与えている団体等に対し、出納その他の事務の執行が目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを随時に監査するものです。
工事監査	区が行う工事について、その工事の経済性、効率性の観点から計画・設計・積算・施工等における不経済な支出・施工不良がないか、また、技術面から適正に行われているかを取り上げて、随時に監査するものです。
行政監査	区の事務事業のうち、その事務事業の適時性、重要性の観点から特定のテーマを取り上げて、随時に監査するものです。
例月現金出納検査 (◎)	各会計の現金出納や現金保管が適正に行われているかについて、毎月検査するものです。
決算審査 (◎)	区の決算について、計数表示の正確性、予算執行の適否、会計処理の適法性等を確認するほか、予算で定められた目的に沿って、事務事業が最も経済的及び効果的に執行されたかを毎年度審査するものです。
健全化判断比率審査 (◎)	区の決算に合わせて算定される4つの健全化判断比率について、比率が適正に算定され、算定基礎資料が適正に作成されているかを毎年度審査するものです。
住民監査請求に基づく監査 (◎)	区の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などがあるととして区民から請求があった場合、監査するものです。

4 監査の流れ

監査委員は、住民監査請求に基づく監査など特別な監査を除き、年度ごとに監査計画を立案した上で、各担当課に実施通知を出し、監査を実施しています。

監査の中で適正・適切でない事項を発見した場合、担当課に改善を求める指摘・指導を行うほか、意見・要望を提出します。その結果を監査報告書として取りまとめ、区議会や区長等に提出するとともに、ホームページ等で公表します。

監査結果の公表後、指摘、指導、意見・要望を受けた担当課は、改善に向けて検討を行います。監査委員は担当課にその後の措置状況について報告を求め、フォローしています。



5 監査の年間スケジュール

監査委員は、年度末（3月）に次年度の年間スケジュール（監査計画）を立案し、これに基づき監査を実施します。

次に示す表は標準的な監査スケジュールです。

【監査の標準スケジュール】（年度によって異なる場合があります。）

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
監査計画策定	定期監査 (部局監査、施設監査)					定期監査、決算審査、健全化判断比率審査結果の提出・公表	財政援助団体等 監査	工事監査	行政監査 (テーマ監査)	財政援助団体等監査、工事監査結果の提出・公表	行政監査結果の提出・公表	

- ・ 例月現金出納検査は毎月1回実施。
- ・ 住民監査請求に基づく監査など特別な監査は、請求の都度、随時実施。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(1) 定期監査

豊島区では、「部局監査」と「施設監査」を定期監査に位置づけ、毎年実施しています。

「部局監査」は、庁内すべての部課（24部局91課）について、各課の契約・会計事務やその他の業務が適正に執行されているか監査を実施しました。

「施設監査」は、子ども家庭支援センター2か所、保育園5園、小学校4校、中学校2校、幼稚園1園、子どもスキップ（学童クラブ）4か所の計18施設について、管理運営状況が適正になされているか監査を実施しました。

「リスク発生状況を踏まえた監査」は、「豊島区監査基準」に従い、不適切な事務処理や情報管理など、リスクマネジメントの観点から全庁的に共有すべきリスク発生状況について、再発防止の観点から監査を実施しました。

なお、「指摘事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態が重大なもの、「指導事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではあるものの重大ではないと認められるもの、「意見・要望事項」とは、法令等の違反又は不適正な状態ではないが、改善が望まれるものを意味します。

種別	指摘事項	指導事項	意見・要望事項
部局監査	7項目 12課	33項目 96課	6項目 11課
施設監査	なし	なし	8項目 15課
リスク監査	なし	なし	4項目 6課

※一つの課で複数の指摘・指導等を受けている場合は重複して件数を計上しています。

【主な指摘事項】

項目	内容
契約手続きを行う前の発注及び履行	業務委託または複数件の物品購入契約に関し、規則に基づいた手続きを行う前に発注し、履行させていた。
私費による立替払	会議用のペットボトル飲料について、前渡金を受領する前に私費立替により購入していた。

【主な指導事項】

項目	内容
契約・会計処理	主管課契約のうち特命随意契約を行う場合は、見積書を徴取した業者を指定するに足る理由を起案文書に記載すべきところ、記載していなかった。
	納入通知書により通知する納期限について、特段の定めなく調定の日から20日を超える納期限としていた。

【部局監査における主な意見・要望事項】

項目	内容
公共施設使用料に係るキャッシュレス決済の導入について	区民サービスの向上と行政の効率化をすすめる行政DX推進の観点から、区有施設使用料に係るキャッシュレス決済の導入について、積極的に検討し、早期の実現を要望する。
救援センターにおけるWi-Fiの整備について	救援センターに設置されているWi-Fiが、センター建物内においても確実に受信できるかどうか現状の通信状況を検証し、有事の際に混乱を招くことのないようにしてほしい。

【施設監査における主な意見・要望事項】

項目	内容
日除けシートの設置について	保育園や幼稚園の園庭へ日除けシート設置したことで、強い日差しの中でも、子どもたちは快適に過ごすことができ、水遊びなど保育プログラムを円滑に進めることが可能となっている。現場に根差した創意工夫の好事例として全庁に発信、共有し、他の施設においても活用してほしい。
施設における耐震対策について	冷蔵庫や棚類の転倒防止策として、いわゆる「突っ張り棒」を使用している例が多数見られた。耐震対策を講じている点は評価するが、「突っ張り棒」は設置のしやすさと家具や天井を傷付けないというメリットがある一方、横揺れには効果が薄いとされる。より耐震性が強いL字金具で固定する等の措置を施し、職員の執務環境の安全性を強化してほしい。

【リスク監査における主な意見・要望事項】

項 目	内 容
不適切な事務処理について	<p>不適切な事務処理は51件で、リスク事象全体の約4割を占める。主な事例は「支払いの遅延、未払い」「納付書、書類の誤送信」「メール送付時の不備」「誤算定、認定・適用誤り、入力誤り」などであった。</p> <p>発生事例を全庁的に共有し、職員の危機管理能力、業務遂行能力を高め、内部統制の一層の強化に努めてほしい。</p>
区管理下の事故について	<p>区管理下の事故は63件で、リスク事象の約半数を占める。内訳はスポーツ施設利用者のけが等が多かった。</p> <p>その他に、指定管理者制度により運営する福祉施設にて、訪れた元利用者が窓から転落し骨折するという事故があった。また、公園内キャッチボール場に小学生が閉じ込められるという事故が発生している。前年度にも同様な閉じ込め事案が発生していることから、改めて委託事業者への指導を徹底し、万全な運営体制を講じることを強く要望する。</p>
不祥事（法令遵守）について	<p>令和4年3月、職員が政治資金規正法違反により、略式命令を受ける事案が発生した。平成30年には廃棄物処理法違反や労働者派遣法に抵触する取扱いがあった。いずれのケースにおいても、法令に対する知識や理解が職員に不足していたことが原因としてあげられる。</p> <p>コンプライアンス部門と人材育成部門が中心となり、OJTも含む実践的かつ継続的な研修体制を確立されるよう要望する。</p>

6 監査の実施状況（令和4年度）

(2) 財政援助団体等監査

区が補助金などの財政支援等を行っている団体に対して、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施しました。

令和4年度は、次の4団体に対して監査を実施しました。

【監査の対象】

- ① サイカパーキング株式会社（「目白駅東自転車駐車場 外9自転車駐車場」指定管理者）
- ② 日本テニス事業協会共同企業体（「三芳グラウンド」指定管理者）
- ③ かたばみ・鹿島建物共同企業体（「目白庭園」指定管理者）
- ④ 豊島区体育協会グループ（「豊島体育館」指定管理者）

【主な指摘事項】

団体名	内 容
豊島区体育協会グループ	手元現金の管理において、会計処理規則に定められている取扱いとは異なる処理が行われていた。
日本テニス事業協会共同企業体	複式簿記によらない帳簿処理及び発生主義に基づかない経理処理を行うなど経理業務規程に反する処理が行われていた。

【主な指導事項】

団体名	内 容
豊島区体育協会グループ	令和3年に行われた消防用設備点検で、消火ホースの経年劣化に不良結果が示されたにも関わらず、1年以上改善がされていなかった。
サイカパーキング株式会社	利用者サービス向上のため開場時間を延長し運営しているが、時間変更に伴う所定の手続きが行われていなかった。
かたばみ・鹿島建物共同企業体	収支報告書への消費税の計上方法について、区の指示と異なる内容で処理されていた。

【主な意見・要望事項】

団体名	内 容
日本テニス事業協会 共同企業体	屋外設置の多目的トイレの扉が重く開閉が困難であり、障害者、高齢者が利用する場合に支障が生じるため、指定管理者と各所管課は改善に向けた検討を行うよう要望した。
かたばみ・鹿島建物 共同事業体	令和2年に、池のろ過・循環器点検でろ過装置の劣化により水漏れの懸念が指摘されていたながら、2年経過後も修繕を行なっておらず検討段階のままであったため、指定管理者と各所管課は協議を進め計画的に修繕を行うよう要望した。

【主な総括意見】

課 名	内 容
学習・スポーツ課、 土木管理課、公園緑地課、行政経営課	区は「国際アート・カルチャー都市」、「SDGs未来都市」、「セーフコミュニティ国際認証都市」として積極的な取り組みを行っている。こうした重要政策の推進に公の施設の果たす役割は大きいものと考えられるが、監査において施設の状況を確認したところ取組みが非常に低調であった。 民間事業者ならではの独創的な発想を取り入れ、区の重要政策が一層、推進するために、各所管課は指定管理者と協議を進め各年度の事業計画に取組を反映できるよう要望した。
行政経営課	指定管理業務の収支計画書と自主事業の収支計画書で異なる様式を使用し、人件費や光熱水費など双方に共通する経費を按分することなく指定管理業務に一括計上している団体がほとんどであった。 自主事業に係る共通経費分が不明確な状況となっているため、共通経費を適正に按分処理するために指定管理業務と自主事業の収支計画書は同様の様式で処理することを要望した。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(3) 工事監査

区の実施する公共工事について、設計委託から施工まで、財務上及び技術上の手続きが適正に行われているか、専門の技術士のアドバイスを受けながら監査を実施しました。

令和4年度は、次の4種類の工事を対象としました。

【監査の対象】

- ① 池袋第一小学校改築工事
- ② 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設改築工事
- ③ 南池袋小学校校庭改修工事
- ④ 池袋駅北口前公衆便所等改修工事



① 池袋第一小学校



② 長崎健康相談所・児童相談所等複合施設



③ 南池袋小学校 校庭



④ 池袋駅北口前公衆便所

【指摘・指導事項】なし

【主な意見・要望事項】

項目	内容
池袋第一小学校 改築工事	<ul style="list-style-type: none"> • 「森の中の学校」という明確なコンセプトは、今後の学校改築における設計や地域との調整に際して有効と考える。外観はもとより、内部においても各交流都市の木材を使用するなど、SDGsに寄与するきめ細かい配慮がなされていた。 • 3階と4階のテラスは環境学習を実施できるよう整備されているが、盛土やピオトープの設置によりテラス柵の一部が相対的に低くなっている。すみやかに適切な安全対策を講じてほしい。 • 区立小学校が担う地域の防災拠点としての機能については、事前に十分検討し、施工に反映されていたものと評価する。
長崎健康相談所・ 児童相談所等複合 施設改築工事	<ul style="list-style-type: none"> • 近隣への配慮として、屋上排気口等に防音壁を設置し、緑ある外観等となっている。開設後も、近隣との良好な関係構築に努めてほしい。 • 建物外構に作られた花壇が、縁の処理がされていない鋭利な薄いステンレス製の板で囲われていた。避難経路内に設置されているため、通行の際に危険が及ばないように対処されたい。
南池袋小学校校庭 改修工事	<ul style="list-style-type: none"> • 使用した舗装材（ゴムチップ素材）の耐用年数は概ね10年とされているものの、使用状況によっては早期の破損も考えられる。校庭が良好な状態で維持されるよう、使用者に対しては十分な説明と注意喚起に努められたい。 • 工事の際に除去した芝を区立公園へ移植する取組は、緑の保全、資源の再利用の観点からSDGsの推進に寄与するものである。
池袋駅北口前公衆 便所等改修工事	<ul style="list-style-type: none"> • ウイロードと一体的に芸術的要素を取り入れた美装化を行ったことにより、公衆トイレに対する負のイメージを刷新した。今後も適切な清掃や点検等に努め、衛生面はもとより、壁画等の美観についても良好な状態を維持されたい。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(4) 行政監査

豊島区では、区の事業のうち全庁横断的かつ重要なテーマを取り上げ、監査を実施しています。

【令和4年度 行政監査テーマ】「準公金の管理状況について」

【監査の対象】令和3年4月から令和4年9月までの期間に、職務に関連して職員が取り扱う現金等で、豊島区会計事務規則が適用されないもの。

【指摘・指導事項】なし

【主な意見・要望事項】

項目	内 容
準公金を取り扱う根拠について	要綱、協定書の根拠なく区が準公金を取り扱っているものがあった。根拠が不明確なまま事務を行うことなく、区が取り扱う旨を明文化されたい。
会計処理に関する規範、取扱要領について	現在、準公金に関する全庁的な規範は定められておらず、個別に各準公金の会計処理に関する取扱要領の作成もわずかであった。会計課において全庁的な規範制定を検討するとともに、各担当課においては取扱要領を作成し、事務処理の適正化を図られたい。
関係団体にかかる準公金の会計事務と職員の服務について	準公金を取り扱うこと及び会計事務を担うことについては明文化しておくとともに、会計事務に係る区と関係団体の業務分担についても整理のうえ、区と団体間で共有されたい。 関係団体の会計事務に区職員が従事することについては、単に慣例のみによることのないよう従事する根拠を明確化し、区の業務として行っていない（団体の業務として行っている）場合は、服務に係る所要の手続きを遺漏なく行われたい。 区が関与する必要性と団体への事務移管の可能性について、あらためて検証されたい。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(5) 決算審査

地方自治法に基づき、令和3年度決算について決算の数値が正しいかを確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査しました。

【審査の対象】 令和3年度豊島区一般会計及び3特別会計

【審査の結果】 決算数値は誤りのないことが確認されました。

【主な意見・要望事項】

項目	内容
令和3年度決算 総括意見	令和3年度の決算は、一般会計歳出において予算現額に対する決算額の割合（執行率）は90.0%で、過去最大の決算規模となった令和2年度の91.2%と比較し1.2ポイント減少し、60億円を超える大幅な減額となった。平成以降では、20年度の88.9%の次に低い状況であった。この主たる原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業等の休止、予算の翌年度への繰越し等が考えられる。結果的に形式収支、実質収支は黒字となり、特別区債残高に対する年度末基金残高の差は過去最大であった。現下の環境において、各会計ともいずれもその目的を概ね達成し、決算内容は総体的に適正であった。
今後の行財政運営について	令和3年度当初は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気の悪化により、大幅な財政不足が見込まれたが、年度末における各基金の残高合計は過去最大となった。コロナ禍という未曾有の環境のもとでも、これまで区財政が直面した危機的状況の経験を踏まえ、中長期的展望をもって堅実な予算編成及び執行に取り組んだ成果といえる。 一方、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」の観点から社会活動の正常化が進む中、老朽化した公共施設の改築・改修の早期対応、子育てや高齢化社会への社会保障関連経費、近年建設された大規模施設におけるランニングコストなど将来にわたる重い負担が予想される。今後も、決して財政健全化の取組を緩めることなく継続し、DXの推進や事務事業の見直しを通じ、行財政運営のさらなる効率化を図ることが肝要である。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(6) 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政状況を表す指標について、算定が正しく行われているかを審査しました。

【審査の対象】 令和3年度健全化判断比率

【審査の結果】 各指標は誤りのないことが確認されました。

(単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	11.25	20.00
②連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
③実質公債費比率	△1.5	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

①実質赤字比率…一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。

②連結実質赤字比率…一般会計等に、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計を加えた全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、全会計を連結した資金不足の大きさを示す指標。実質収支が黒字のため「—」と表記。

③実質公債費比率…一般会計等が義務的に支出しなければならない公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率で、この数値が高いほど財政運営が厳しいことを示す指標。

④将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、今後償還することとなる地方債の残高や第三セクターなどの負債、全職員を対象とした退職手当見込額など将来見込まれる実質的な財政負担の程度を示すものである。この数値が高いほど、将来の財政運営に問題が生じる可能性が高くなることを示す指標。将来負担比率がマイナスのため「—」と表記。

※早期健全化基準・財政再生基準…地方公共団体の財政状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。算定結果の値がこの基準値以上の場合は、法に基づき財政健全化計画を策定し、財政の健全化に努めることが求められる。

6 監査の実施状況（令和4年度）

(7) 住民監査請求に基づく監査

地方自治法は、毎年度経常的に行う監査のほかに、区民からの請求に基づいて監査委員が監査を行う「住民監査請求」制度を定めています。

住民監査請求は、区の執行機関や職員について「違法又は不当な財務会計上の行為」があるときに、損害の補填など必要な措置を請求できる制度です。

【監査対象と請求期間】

監査対象	監査請求期間
公金の支出	当該行為のあった日から1年
財産の取得、管理、処分	
契約の締結、履行	
債務その他の義務の負担	
公金の賦課、徴収を怠る事実	期間制限なし
財産の管理を怠る事実	

【住民監査請求の要件】

形式的な要件	違法・不当な行為者として区長などの執行機関又は職員の明示があること 請求人は、豊島区の住民（個人・法人）であること 違法・不当な事実を証する書面が添付されていること 請求期間内であること
実質的な要件	豊島区の財務会計上の行為であること 請求事項を特定できる程度の具体性があること 違法・不当とする事実又は理由の摘示があること 行為の結果として、損害又はそのおそれがあること

【令和4年度実績】 請求9件（うち、要件を備えた請求0件）

7 監査結果に基づく措置状況（令和3年度）

区では、監査委員が行った指摘・指導及び意見・要望に基づき区長などが講じた改善措置について、年1回その状況を公表し、フォローアップに努めています。

令和3年度に実施した監査では、監査委員から下表のとおり140件の指摘・指導及び意見要望を提出し、令和4年度にその対応状況について報告を求めたところ、90件の改善が見られました。改善率は64.3%でした。

【措置状況】

（※件数は課ごとの件数）

監査種別	区分	措置対象	改善済み	改善中
定期監査 (令和4年10月公表)	指摘	8	5	3
	指導	87	72	15
	意見・要望	28	11	17
工事監査 (令和4年10月公表)	指摘	0	0	0
	指導	2	2	0
	意見・要望	15	0	15
合 計		140	90	50

(改善率64.3%)

【主な改善例】

項 目	内 容
定期監査	<p>【事案】 敷地境界線を越える保護樹木及びその枝葉のせん定に要した費用に対して交付した助成金について、誤って過払いをしていた。</p> <p>【改善内容】 各担当者に周知し、交付決定の際に複数人でチェック後支払いを行うよう担当者と確認した。</p>
	<p>【事案】 会計事務において、起案に根拠法令、歳入科目などの必要事項が記載されていない、現金出納簿等が作成されていないなど、基本的な誤りが毎年度発生している。</p> <p>【改善内容】 会計課では、歳入マニュアルの修正を行うとともに研修内容に盛り込んだ。また、歳入に関する自主検査において、関係帳票の検査・指導を行った。</p>

項 目	内 容
工事監査	<p>【事案】 児童遊園に設置された滑り台のセーフティマットの固定が甘く、地面との段差が5センチ程度生じていた。</p> <p>【改善内容】 即時、周囲の封鎖と使用を中止し、補修対応を行った。また、公園管理巡視員に公園巡回における日常点検の手順を再確認した。</p>
財政援助 団体等監 査	<p>【事案】 会計処理規程で固定資産を「取得価格が20万円以上の資産」と定義しながら、なお書きで「10万円以上20万円未満の固定資産」と標記され、規程上で矛盾が生じている。</p> <p>【改善内容】 会計処理規程の固定資産の定義を改正し、矛盾を解消した。</p>

- ◎ 監査の結果の詳細は、豊島区のホームページに報告書を掲載しています。
インターネットにて「豊島区ホームページ」→「区政情報」→「監査」のページを
ご覧ください。 <https://www.city.toshima.lg.jp>
また、報告書については豊島区の行政情報コーナーにて閲覧することができます。

【報告書】

「令和4年度定期（部局・施設）監査結果報告書」令和4年9月

「令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書」令和5年3月

「令和4年度 工事監査結果報告書」令和5年3月

「令和4年度 行政監査結果報告書（準公金の管理状況について）」令和5年3月

【意見書】

「令和3年度 豊島区各会計決算審査意見書」令和4年9月

「令和3年度 豊島区健全化判断比率審査意見書」令和4年9月

「豊島区の監査のあらまし」

令和4年度実施結果概要

令和5年（2023年）7月

発行 豊島区監査委員事務局

〒171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号

電話 03（4566）2831